

青森県報

号外第二十二号

平成二十年
三月二十六日
(水曜日)

目 次

職員の自己啓発等休業に関する条例	……………	(人事課)	…三
青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例	……………	(行政経営推進室)	…七
公立大学法人青森県立保健大学への職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例	……………	(健康福祉課)	…七
青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例	……………	(高齢福祉課)	…八
公立大学法人青森県立保健大学の設立に伴う青森県職員倫理条例等の一部を改正する等の条例	……………	(健康福祉課)	…九
青森県部等設置条例の一部を改正する条例	……………	(人事課)	…三
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…四
青森県職員定数条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…五
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…六
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…六
特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…八
職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	……………	(同)	…二〇
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…二六
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…二九

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…三〇
青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例	……………	(総務学事課)	…三三
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…三三
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…三三
青森県核燃料物質等取扱条例の一部を改正する条例	……………	(税務課)	…三六
青森県所有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(財産管理課)	…三七
青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(環境政策課)	…三七
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	……………	(医療薬務課)	…三六
青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例の一部を改正する条例	……………	(保健衛生課)	…三九
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…四〇
青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(高齢福祉課)	…四四
国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…四四
青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	……………	(障害福祉課)	…四九
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例	……………	(労政・能力開発課)	…五三
青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例	……………	(総合販売戦略課)	…五三
青森県官農大専校条例の一部を改正する条例	……………	(構造政策課)	…五五
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例	……………	(漁港漁場整備課)	…五五
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例	……………	(港湾空港課)	…五九
青森県営住宅条例の一部を改正する条例	……………	(建築住宅課)	…六〇
青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	……………	(同)	…六二
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(公営企業課)	…六三

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする。

(教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十条七条に規定する大学院を含む。）

- 二 学校教育法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設

- 三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- 一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

- 二 前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして人事委員会が定める奉仕活動

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請すること

とができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、当該承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、職員としての職務に特に有用であると認められる自己啓発等休業にあつては百分の百以下、それ以外の自己啓発等休業にあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において人事委員会規則の定めるところによりその者の号給を調整することができる。

(職員の退職手当に関する条例の特例)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価額）が一億五千万円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

公立大学法人青森県立保健大学への職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

公立大学法人青森県立保健大学への職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例

公立大学法人青森県立保健大学に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人青森県立保健大学の設立に伴う青森県職員倫理条例等の一部を改正する等の条例（平成二十年三月青森県条例第五号）第四条第二号の規定による廃止前の青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）第一条の青森県立保健大学とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例

（設置）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百十六条第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てるため、同項の規定により青森県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（拠出率）

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の九とする。

(積立額)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の処分)

第五条 基金は、法第一百六条第一項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 法及び法に基づく命令並びにこの条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

公立大学法人青森県立保健大学の設立に伴う青森県職員倫理条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県条例第五号

公立大学法人青森県立保健大学の設立に伴う青森県職員倫理条例等の一部を改正する等の条例

(青森県職員倫理条例の一部改正)

第一条 青森県職員倫理条例(平成十二年十月青森県条例第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「期末特別手当」を削る。

第三条第一項第四号八及び同項第七号を削り、同条第三項中「(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)」を削り、同条第四項を削る。

第四条第三項中「(指定職給料表を除く。)」を削り、同条第四項中「(指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。)」を削り、同条第五項中「(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)」を削り、同条第十一項中「のうち、指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員」を削る。

第四条の二中「第三条第四項及び」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第十六条の二第一項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」を削り、同条第一項中「第七条の二第一項に規定する職にある職員にあつては」、「指定職給料表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」及び「それぞれ」を削る。

第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五 削除

第十九条の十一中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二十一条第二項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改め、同条第五項及び第六項中「又は期末特別手当」を削り、同条第七項及び第八項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

別表第四の八及び別表第七を削る。

(青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第三条 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成七年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「学校医等」という。)」を削る。

第二条中「青森県立保健大学の学校医等」に関しては規則で、その他の学校医等に関しては「を削る。

(県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例及び青森県立保健大学条例の廃止)

第四条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例(平成九年三月青森県条例第三号)
- 二 青森県立保健大学条例(平成十年十二月青森県条例第五十八号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「期末特別手当」を「勤勉手当」に、「次項及び第十九条の十一第二項」を「第十九条の十一第一項」に改める。

一 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)第六条第二項

二 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)第五条第二項

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第十八条の表第三条第四項の項を削り、同表第十九条第五項及び第十九条の五第五項の項中「及び第十九条の五第五項」を削り、同表第十九条第六項及び第十九条の五第六項の項中「及び第十九条の五第六項」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第四条第一項

二 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第四条

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第十九条の五第五項」を削る。

(職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

6 職員の給与の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び給与条例第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員」を削る。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「別表第四の教育職給料表（一）又は教育職給料表（二）」を「別表第四教育職給料表」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

8 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第四の教育職給料表（一）又は教育職給料表（二）」を「別表第四教育職給料表」に、「これらの」を「当該」に改める。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号（三）中「及び国際交流」を削り、同条第五号に次のように加える。

（四） 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「青森県地方独立行政法人評価委員会」の下に「青森県公益認定等審議会」を加える。

別表第二青森県地方独立行政法人評価委員会の項の次に次のように加える。

青森県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八	会長 委員	法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者	五人以内	三年	委員の互選
-------------	---	----------	--------------------------------	------	----	-------

年法律第五十号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例(昭和二十四年九月青森県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

九 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

第二条第一項第一号中「五、七三九人(うち一三四人は青森県立保健大学の職員、一三二人は)」を「五、六〇五人(うち一三一人は、」に改め、同項中「七、三〇九人」を「七、一七五人」に改め、同条第二項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第九号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四十五分」の下に「又は一時間」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十三号とし、第十七号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 公益認定等審議会委員

第五条中「第八十一号」を「第八十二号」に改める。

第十一条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第二地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

公益認定等審議会委員	同	九、八〇〇円
------------	---	--------

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十三号を第八十四号とし、第四十六号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 後期高齢者医療審査会委員

第五条中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。

第十一条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第二介護保険審査会委員の項の次に次のように加える。

後期高齢者医療審査会委員	同	九、八〇〇円
--------------	---	--------

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十三号とし、第十七号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 公益認定等審議会委員

第三条第一項中「第八十一号」を「第八十二号」に改める。

第四条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第三中「地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員」を「地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員
公益認定等審議会委員」に改める。

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十三号を第八十四号とし、第四十六号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 後期高齢者医療審査会委員

第二条第一項中「一般職の職員に指定職の職務にある者の例により計算した」を「それぞれ次に掲げる」に改め、「指定職の職務以外の職務にある者の」を削り、同項に次の各号を加える。

一 鉄道賃 一般職の職員の例により計算した額（特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、その額に特別車両料金（当該特別車両料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、知事が定める特別車両料金）を加算した額）

二 船賃 次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）
指定料金の額

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

ニ ロの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及びハに規定する寝台

料金のほか、特別船室料金

ホ 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、イからニまでに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第二条第二項中「指定職の職務以外の職務にある者の」を削る。

第三条第一項中「第八十二号」を「第八十三号」に、「及び船賃については一般職の職員で指定職の職務以外の職務にある者の例により計算した額、」を「船賃及び」に改める。

第四条中「第一条第八十三号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第三中「介護保険審査会委員」を「介護保険審査会委員」に改める。

後期高齢者医療審査会委員

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十二条中「職務の変更」を削る。

第十四条第一項中「急行料金及び特別車両料金」を「及び急行料金」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号」を「及び前号」に

改め、「及び前号」に規定する特別車両料金」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同条第四

項中「特別車両料金並びに」を削る。

第十五条第一項中「寝台料金及び特別船室料金」を「及び寝台料金」に改め、同項第一号中「次に規定する」を「中級の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「次に規定する」を「下級の」に改め、同号イ及びロ並びに同項第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「第一号から第五号まで」に、「料金の」を「前号に規定する寝台料金の」に改め、同号を同項第五号とする。

第二十条第二項中「出発地」の下に「帰着地」を、「ある旅行」の下に「又はすべての目的地が勤務公署の存する都道府県内にある旅行」を加え、同条第三項中「公用車又は公用船を利用する」を削る。

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧居住地から新居住地」に改める。

第二十三条第一項第一号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧居住地から新居住地」に改め、同項第二号中「ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額」を削り、「」を超えることができない。」を「を超えない額）」に改める。

第二十五条の見出しを「(近距離旅行の旅費)」に改め、同条中「在勤地内」を「勤務公署から二キロメートル以内の地域内」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第一号とし、同条に次の一項を加える。

2 路程八キロメートル未満の旅行については、移転料(前項第二号の規定により支給されるものを除く。)、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

第二十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「前職務相当の」を削り、同号ロ中「旧在勤地までの前職務相当」を「旧勤務公署まで」に改め、同条第二号中「且つ新在勤地を旧在勤地」を「かつ、新勤務公署を旧勤務公署」に改める。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「旧在勤地」を「旧勤務公署」に改め、「前職務相当の」を削り、同項第二号中「新在勤地までの前職務相当」を「新勤務公署まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第六号」に改める。

第三十条の二第一号中「次に規定する」を「最上級の直近下位の級の」に改め、同号イ及びロ並びに同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」

を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第三十条の三第一号イ中「指定職の職務にある者についてはその階級内の最上級の直近下位の級の運賃、指定職の職務以外の職務にある者については指定職の職務にある者について定める運賃の級の直近下位」を「その階級内の最上級の二級下位」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「二に」を「二又は三に」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十条の四第一項第一号イ中「指定職の職務にある者及び」及び「指定職の職務以外の職務にある」を削り、同号ロ中「指定職の職務以外の職務にある者（）」を削り、「を除く。」を「以外の者」に改め、同項第二号イ中「指定職の職務にある者及び」及び「指定職の職務以外の職務にある」を削り、同号ロ中「指定職の職務以外の職務にある者（）」を削り、「を除く。」を「以外の者」に改め、同項第四号を削る。

第三十条の五第二項中「第三十条の二第五号」を「第三十条の二第四号」に改める。

第三十条の九第一号及び第二号イ中「前職務相当の」を削り、同号ロ中「旧在勤地までの前職務相当」を「旧勤務公署まで」に改める。

第三十二条第三号を削る。

別表第一の表の部分を次のように改める。

宿 泊 料 (一夜につき)	食 卓 料 (一夜につき)
甲 地 方	乙 地 方
一三、〇〇〇円	九、八〇〇円
	二、二〇〇円

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二十一条、第二十五条関係)

一〇七、〇〇〇円	路程百五十キロメートル未満	路程百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
----------	---------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	--------------

別表第三の表の部分を次のように改める。

指定都市	宿 泊 料 (一夜につき)			食卓料 (一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円	五、八〇〇円

指定都市	外 国 旅 行 雑 費 (一日につき)			死亡手当
	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	四九〇、〇〇〇円

(青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(昭和三十八年十二月青森県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(旅費)

第五条 教育長に支給する国内旅行の旅費の額は、鉄道賃及び船賃についてはそれぞれ次に掲げる額とし、宿泊料及び食卓料については別表第一の定額により、移転料については別表第二の定額による。

一 鉄道賃 一般職員の例により計算した額(特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、その額に特別車両料金(当

該特別車両料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、教育委員会が知事に協議して定める特別車両料金）を加算した額）

二 船賃 次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金の額

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

二 口の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及びハに規定する寝台料金のほか、特別船室料金

ホ 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、イからニまでに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 教育長に支給する外国旅行の旅費の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃についてはそれぞれ次に掲げる額とし、宿泊料、食卓料及び死亡手当については別表第三の定額による。

一 鉄道賃 次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

ロ 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

ハ 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

二 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、イから八までに規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

二 船賃 次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃（最上級の運賃を更に三以上に区分する船舶による旅行の場合にはその階級内の最上級の直近下位の級の運賃、二に区分する船舶による旅行の場合にはその階級内の下級の運賃）

ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ハ 公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

二 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イから八までに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

三 航空賃 次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）の額

イ 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

ハ 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

二 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、イから八までに規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

3 前二項に定めるもののほか、教育長の旅費の支給については、一般職員の場合による。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第五条関係）

宿泊料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
甲地方	乙地方	
一七、七〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円

備考

- 一 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の一備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

- 二 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二（第五条関係）

路程百五十キロメートル未満	路程百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二九二、〇〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円

別表第三（第五条関係）

指定都市	宿泊料（一夜につき）			食卓料 （一夜につき）	死亡手当
	甲地方	乙地方	丙地方		
二五、七〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	七、七〇〇円	六四〇、〇〇〇円

備考 宿泊料の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地

域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。

(外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例(昭和六十二年七月青森県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「宿泊料及び食卓料」を「車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び着後手当」に改め、「で指定職の職務以外の職務にある者」及び「車賃、旅行雑費及び着後手当については一般職の職員の例により計算した額とし」を削り、「旧在勤地から新在勤地」を「旧居住地から新居住地」に改め、同条第二項中「食卓料及び」を「食卓料、外国旅行雑費及び」に改め、「で指定職の職務以外の職務にある者」を削り、「在勤地」を「居住地」に改め、「外国旅行雑費については一般職の職員の例により計算した額」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び船賃」を「船賃、車賃及び旅行雑費」に改め、「一般職の職員で指定職の職務以外の職務にある者の例により計算した額、車賃及び旅行雑費については」を削る。

(建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の一部改正)

4 建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例(昭和二十五年十二月青森県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び船賃については県の一般職の職員で指定職の職務以外の職務にある者の例により計算した額」を「船賃」に改める。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の四の見出しを「(特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となつた者等に対する退職手当に係る特例)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の五 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県が設立した一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。(の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員

となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。
- 3 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年七月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一般職の職員で指定職の職務にある者の例により計算した額、車賃」を「それぞれ次に掲げる額、車賃及び旅行雑費」に改め、同項に次の二号を加える。

一 鉄道賃 一般職の職員の例により計算した額（特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、その額に特別車両料金（当該特別車両料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、議長が知事に協議して定める特別車両料金）を加算した額）

二 船賃 次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）
定料金の額

イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

ロ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ハ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、イ又はロに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

二 口の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、ロに規定する運賃及び八に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

ホ 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、イからニまでに規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

別表第二中

旅行雑費（一日につき）	
同一県内旅行以外の旅行	同一県内旅行
一、一〇〇円	一〇〇円

を削り、同表の備考を削る。

別表第三中「六、九〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法（大正十一年法律第六十二号）」を「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）」に、「同法第六十六条」を「法第一条」に改める。

第二条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第三条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第五条の見出しを「（信託の変更に係る書類の提出）」に改め、同条中「信託行為の当時予見することのできなかった」を「法第五条第一項の」による信託条項の変更に付いて認可を受けようとする」を「が生じたと認める」に、「申請書に信託条項の変更案」を「信託の変更に必要とする理由を記載した書類」に改め、「添えて」を削る。

第八条を削る。

第七条中「第四十九条第一項及び第七十二条」を「（平成十八年法律第百八号）第六十二条第四項及び法第八条」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「信託法第七十一条」を「法第七条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（信託の変更の許可の申請）

第六条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければなら
ない。

第十一条の見出しを「（清算結了の報告）」に改め、同条中「受託者」を「清算受託者」に、「が終了した」を「の清算が結了した」に、「終了後」を「清算結了後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「警察本部長」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「職員が職務上」を「職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改め、同号口中「県の機関」を「施設」に改める。

第七条第三号八中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。
第十六条の次に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第十六条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

第十七条第一項中「(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく」を「による」に改める。

附則に次の一項を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

9 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により、実施機関が行った行政処分その他の行為又は実施機関に対して行った申請その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が行った行政処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「警察本部長」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定

する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五号中「職員が職務上」を「職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第六条第四項第一号中「又は職員」を「若しくは職員であつた者又は県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第三十五条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条第一項若しくは第二項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

第三十六条第一項中「前条第一項若しくは第二項の決定（以下「及び」という。）」を削り、「（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく」を「による」に改める。

附則に次の一項を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

8 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により、実施機関が行つた行政処分その他の行為又は実施機関に対して行つた申請その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が行つた行政処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行つた申請その他の行為とみなす。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十八年六月青森県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第五十一条の二第二項第一号」を「第五十一条の二第二項第二号」に改め、同条第五号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第二項第三号」に改め、同条第十号中「行う」の下に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十八号）第一条の規定による改正前の」を加え、以下「規制令」という。」を削り、「第五十一条の二第一項第一号の廃棄物埋設」を「第五十一条の二第一項第二号の第二種廃棄物埋設」に改め、同条第十一号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に、「規制令」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」に改める。

第四条第六項第一号中「第五十一条の二第二項第一号」を「第五十一条の二第二項第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県国有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県国有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

青森県国有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（行政財産にあつては、土地に限る。）」を削り、「の各号の一に該当するときは」を「に掲げる場合には」に、「地上権その他の用益物権（行政財産にあつては、地上権に限る。）」を「私権」に改め、同条第一号中「その他公共団体」の下に「又は公共的団体」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表の備考に次の一号を加える。

三 法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合において納入すべき紛争処理手数料の額は、表の規定により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納入した紛争処理手数料の額を控除した額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十四号を第二十六号とし、第十三号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 法第三十六条の四第一項の規定による試験に関する事務

十四 法第三十六条の四第二項の規定による登録に関する事務

別表中第二十六号を第二十八号とし、第十六号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 法第三十六条の四第一項の規定による試験を受けようとする者	登録販売者試験受験手数料		一万七千六百円
十七 法第三十六条の四第二項の規定による登録を受けようとする者	販売従事登録申請手数料		一万円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。



青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）附則第三条の規定によりな

その効力を有することとされる同法による改正前の法（以下「旧法」という。）（第十二条の二第一項）を削る。

第二条第九号を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 すべての営業の種類	一般事項
	<ol style="list-style-type: none">1 日常点検その他の衛生管理を計画的に実施すること。2 施設、設備及び法第四条第四項に規定する器具（以下この表において「機械器具」という。）については、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品及び食品添加物（同条第二項に規定する添加物をいう。以下この表において同じ。）の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定め、必要に応じてその内容を見直すこと。3 必要に応じて、2の清掃等の手順に関する文書を作成し、その内容を見直すこと。4 衛生上支障のないよう、施設、設備、人的能力等に応じて適切な受注管理を行うこと。

<p>食品取扱設備等の衛生管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設において使用する機械、器具その他の物は、その目的に応じて使用すること。 2 機械器具は、作業中必要に応じて、及び作業終了後、熱湯、蒸気、消毒剤等で洗浄及び消毒を行い、乾燥させること。 3 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、適正なものを適正な濃度で使用すること。 4 機械器具及び分解した機械器具の部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。 5 機械器具は、点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修等を行い、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。 6 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置の精度を定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存すること。 7 清掃用器材は、必要に応じて洗浄し、及び乾燥させ、専用の場所に保管すること。 8 手洗設備には、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん及び消毒剤等を常に使用 	<p>施設の衛生管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障のないよう保つこと。 2 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かないこと。 3 施設内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。 4 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。 5 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放するときは、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。 6 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。 7 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。 8 施設内では、愛がんする動物を飼養しないこと。

<p>食品及び食品添加物の取扱い</p>	<p>廃棄物及び排水の取扱い</p>	<p>ねずみ、昆虫等対策</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。 2 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。 3 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。 4 食品添加物を使用するときは、正確にひょう量を行い、適正に使用すること。 5 食品及び食品添加物は、これらの消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態その他の特性に応じて、製造、加工、調理、保管等の各過程における時間及び温度 	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じて当該保管及び廃棄の手順に関する文書を作成すること。 2 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液及び汚臭が漏れないようにすること。 3 廃棄物は、食品、食品添加物、機械器具及び容器包装の衛生管理に支障のない場所に適切に保管すること。 4 廃棄物及び排水は、適切に処理すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねずみ、昆虫等の駆除作業を必要に応じて実施し、その状況を記録し、これを一年間保存すること。 2 殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品及び食品添加物を汚染しないよう適切に取り扱うこと。 3 食品、食品添加物及び容器包装は、ねずみ、昆虫等による汚染を防止するための措置を講じた上で保管すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 9 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。 <p>できる状態で備えておくこと。</p>

の管理に十分留意して衛生的に取り扱うこと。

6 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

7 製造、加工、処理、調理、保管等を行う場所へは、食品取扱者（作業場内で食品又は食品添加物を取り扱う作業に従事する者をいう。以下同じ。）以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、食品及び食品添加物の汚染のおそれがないときは、この限りでない。

8 生鮮食品その他の原材料の保管に当たっては、消費期限等に応じて適切な順序で使用されるよう留意すること。

9 食品又は食品添加物を入れる機械器具及び容器包装には、食品及び食品添加物を汚染及び損傷から保護できるものを使用するとともに、再使用するときは、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。

10 容器包装には、適切な表示が行えるものを使用すること。

11 食品及び食品添加物の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。

(1) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

(2) 原材料、製品及び容器包装をロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された原材料、製品及び容器包装の一群をいう。）ごとに管理すること。

(3) 製品ごとにその名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書を作成し、これを保存すること。

(4) 分割又は細切された食肉等については、異物の混入がないかを確認し、異物の混入が認められたときは、汚染のおそれがある部分を廃棄すること。

(5) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう

	<p>措置を講ずること。</p> <p>12 洗剤、消毒剤その他の薬剤は、容器に内容物の名称を表示すること等により食品及び食品添加物の混入を防止すること。</p> <p>13 製品について必要に応じて法第十一条の規定により定められた基準及び規格等に適合しているかを確認し、その結果を記録し、これを一年間（賞味期限を定める製品にあっては、賞味期限から一年間）保存すること。</p>
<p>使用水等の管理</p>	<p>1 施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、飲用に適する水への混入を防止するための措置を講じた上で、食品及び食品添加物の衛生管理に支障のない用途で使用するときは、この限りでない。</p> <p>2 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）又は青森県小規模水道規制条例（昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号）の規定により導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設から供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用するとき（1のただし書に該当するときを除く。）は、年一回以上（災害等により当該水が汚染されたおそれがあるときは、その都度）水質検査を行い、その結果を記録し、これを一年間保存すること。</p> <p>3 2の水質検査の結果、飲用に適しないと認められたときは、直ちに使用を中止し、知事の指示に従い、適切な措置を講ずること。</p> <p>4 貯水槽を使用するときは、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p>
<p>食品衛生責任者の設置</p>	<p>1 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めること。</p> <p>2 食品衛生責任者には、知事が適当と認める講習会を定期的に受講させるとともに、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること。</p> <p>3 食品衛生責任者には、衛生管理に当たらせるとともに、食品衛生上の危害の発生</p>

	<p>防止のため、施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、営業者に対して意見を述べさせること。この場合において、営業者は、当該意見を尊重すること。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>食品及び食品添加物の取扱い1の規定による点検の結果及び同11(2)の規定による管理の状況の記録並びに取り扱う食品に係る仕入先、製造の状況、出荷先又は販売先その他の食品衛生上の危害の発生の防止に必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p>
<p>製品の回収及び廃棄</p>	<p>1 食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者の健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、回収の方法及び保健所への報告等の手順を定めること。</p> <p>2 回収された製品は、他の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従い、適切に廃棄等の措置を講ずること。</p> <p>3 回収に当たっては、消費者の注意を喚起するため、必要に応じて当該回収に関する情報を公表するよう努めること。</p>
<p>管理運営要領の作成等</p>	<p>1 施設、設備、機械器具、容器包装並びに食品及び食品添加物の取扱いに係る衛生上の管理運営要領を必要に応じて作成し、食品取扱者及び関係者に周知させること。</p> <p>2 製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設における衛生状態を確認することにより、1の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。</p>
<p>食品取扱者に係る衛生管理</p>	<p>1 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行われるようにすること。</p> <p>2 知事から検便を受けさせるべき旨の指示があった食品取扱者には、検便を受けさせること。</p>

	<p>食品取扱者に対する衛生教育等</p>	
	<p>食品の運搬</p>	<p>3 食品取扱者が、飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったこと若しくは当該疾病の病原体を保有していることが判明したとき又は当該疾病にかかっていると疑われる症状を有すると認められたときは、当該食品取扱者に、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に対して報告させること、感染のおそれなくなるまでの期間食品及び食品添加物に直接接触させないことその他食中毒の発生を防止するための措置を講ずること。</p> <p>4 作業場内では、食品取扱者に、清潔な作業着及び履物を使用させるとともに、必要に応じて髪覆い又はマスクを使用させること。</p> <p>5 食品取扱者には、指輪その他の食品及び食品添加物への異物の混入の原因となり得る物を作業場内に持ち込ませないこと。</p> <p>6 食品取扱者には、つめを短く切らせ、マニキュア等をさせないとともに、作業前、使用後及び手指が汚染されたときは、手指の洗浄及び消毒を行わせること。</p> <p>7 食品取扱者には、所定の場所以外の場所で着替え、喫煙、放たん、飲食等を行わせるないこと。</p> <p>1 製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品及び食品添加物の衛生的な取扱方法及び汚染の防止方法その他の食品衛生上必要な事項に関し、食品取扱者に対する衛生教育及び関係者に対する周知を行うこと。</p> <p>2 消毒剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いに関する教育訓練を実施し、必要に応じてその内容を見直すこと。</p> <p>1 運搬に用いる車両、コンテナ等は、洗浄及び消毒が容易な構造で、食品及び容器包装を汚染しないものを使用し、衛生上支障のないよう管理すること。</p> <p>2 食品と食品以外の貨物を混載するときは、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、食品を適切な容器に入れること等により食品以外の貨物と区分すること。</p> <p>3 運搬に当たっては、衛生上支障のないよう温度及び湿度の管理、所要時間並びに運</p>

	食品の販売	<p>販売に当たっては、食品を直射日光にさらすこと、長時間不適切な温度で陳列すること等のないよう衛生的に管理すること。</p>	<p>搬方法に留意すること。</p>
--	-------	---	--------------------

別表第一第二号2中「又は仕出屋」を「仕出屋又は旅館」に改め、同号に次のように加える。

3 弁当、そとざいその他これらに類するものの消費期限の表示については、必要に応じて時間まで記載すること。

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六十九条の七第二項の規定による研修に関する事務

別表中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表第七号中「四万四千元」を「三万三千元」に改め、同号を同表

第八号とし、同表第六号中「二万五千元」を「一万二千元」に改め、同号を同表第七号とし、同表第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二号の次に次の一号を加える。

<p>三 法第六十九条の七第二項の規定による研修を受けようとする者</p>	<p>介護支援専門員再研修 受講手数料</p>		<p>一万五百円</p>
---------------------------------------	-----------------------------	--	--------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二十九第一項の規定により報告を行つべきであつた者に係る手数料については、なお従前の例による。

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例（平成十七年十月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第三条第二項第一号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第二号中「イ及び」を「イに掲げる合算額及び」に改め、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金」に、「から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を「(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 退職被保険者等所属市町村について第三条第二項の規定を適用する場合には、同項第一号中「被保険者に係る所得及び被保険者」とあるのは「一般被保険者に係る所得及び一般被保険者」と、同項第二号イ中「被保険者に係る療養」とあるのは「一般被保険者に係る療養」と、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

4 平成二十五年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

青森県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三千五百円」を「九千三百円」に、「四千五百円」を「一万四千三百円」に、「六千円」を「一万四千三百円」に、「七千四百円」を「一万七千三百円」に、「八千九百円」を「一万八千八百円」に、「一万八千円」を「二万七千七百円」に、「一万三千三百円」を「二万三千三百円」に改める。

第十六条第一項中「二万円」を「五万円」に、「五万円」を「十二万五千円」に、「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十六条の二第二項中「三万円」を「七万五千円」に、「五万円」を「十二万五千円」に、「十万円」を「二十五万円」に改める。

附則第二項中「三千五百円」を「五千六百円」に、「四千五百円」を「六千九百円」に、「六千円」を「八千七百円」に、「七千四百円」を「一万六千円」に改める。

附則に次の八項を加える。

5 平成二十年三月三十一日において現に共済制度に加入している者（特定加入者及び附則第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が納付すべき掛金に係る第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「九千三百円」とあるのは「五千六百円」と、同項第二号中「一万四千四百円」とあるのは「六千九百円」と、同項第三号中「一万四千三百円」とあるのは「八千七百円」と、同項第四号中「一万七千三百円」とあるのは「一万六千円」と、同項第五号中「一万八千八百円」とあるのは「一万六千六百円」と、同項第六号中「二万七千七百円」とあるのは「一万二千八百円」と、同項第七号中「二万三千三百円」とあるのは「一万四千五百円」とする。

6 平成二十年三月三十一日において現に二口の加入者として共済制度に加入している者が納付すべき加算掛金に係る第七条の二第二項の規定の適用

については、同項中「前条第二項」とあるのは、「附則第五項の規定により読み替えて適用される前条第二項」とする。

7 前項の規定の適用を受ける者が二口目継続一口加入者となつた場合における納付すべき継続掛金に係る第七条の三の規定の適用については、同条中「二口の加入者」とあるのは「附則第六項の規定の適用を受ける二口の加入者」と、「前条」とあるのは「前条第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第二項」とする。

8 附則第五項の規定は、平成二十年三月三十一日において現に他の制度に加入している者で平成二十年四月一日以後に共済制度に加入するもの（特定加入者に相当する者及び附則第四項の規定の適用を受ける者を除く。）が納付すべき掛金について準用する。

9 附則第六項の規定は、平成二十年三月三十一日において現に二口の加入者に相当する者として他の制度に加入している者で平成二十年四月一日以後に二口の加入者として共済制度に加入するものが納付すべき加算掛金について準用する。

10 附則第七項の規定は、平成二十年三月三十一日において現に二口の加入者に相当する者として他の制度に加入している者で平成二十年四月一日以後に二口目継続一口加入者となるものが納付すべき継続掛金について準用する。

11 平成二十年三月三十一日において現に共済制度に加入している者に支給される甲慰金に係る第十六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十万円」と、同条第二項中「同項各号」とあるのは「附則第十一項の規定により読み替えて適用される第一項各号」とする。

12 平成二十年三月三十一日において現に共済制度に加入している者に支給される脱退等一時金に係る第十六条の二の規定の適用については、同条第二項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十二項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「附則第十二項の規定により読み替えて適用される第二項」とする。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例第十六条第一項及び第二項並びに附則第十一項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた弔慰金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた弔慰金については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県心身障害者扶養共済制度条例第十六条の二第二項から第四項まで及び附則第十二項の規定は、この条例の施行の日以後に脱退又は一口の加入者となる旨の申出をした者について適用し、同日前に脱退又は一口の加入者となる旨の申出をした者については、なお従前の例による。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の規定は、この条例の施行の日以後に入校する者について適用し、同日の前日にお

いて在籍している者については、なお従前の例による。

青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第四条第三項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第七条第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第九条の次に次の三条を加える。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第九条の二 開設者又は卸売業者が事業（地方卸売市場の開設の業務又は地方卸売市場における卸売の業務（以下「開設等業務」という。）に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者又は卸売業者の地位を承継する。

2 開設者又は卸売業者たる法人の合併の場合（開設者たる法人と開設者でない法人が合併して開設者たる法人が存続する場合及び卸売業者たる法人

と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（開設等業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により開設等業務を承継した法人は、開設者又は卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 法第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

（相続）

第九条の三 開設者又は卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により被相続人の行っていた開設等業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が当該開設等業務を引き続き行おうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした開設の許可又は卸売業務の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 法第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条の規定は、第一項の認可について準用する。

5 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る開設者又は卸売業者の地位を承継する。

（開設者の地位の承継の効果）

第九条の四 第九条の二第一項若しくは第二項又は前条第五項の規定による開設者の地位の承継後の地方卸売市場（以下「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、これらの規定による開設者の地位の承継前の地方卸売市場（以

下「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として卸売業務の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた地方卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同じであること。

二 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての卸売業務の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含むこと。

三 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第九条の二第一項若しくは第二項又は前条第五項の規定による開設者の地位の承継前に、法若しくは法に基づく命令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が前項の規定により卸売業務の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は同項の規定により卸売業務の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

第二十三条中「地方卸売市場の開設の業務又は地方卸売市場における卸売の業務」を「開設等業務」に改める。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

三 第九条の二第一項又は第二項の規定による認可を受けようとする者 一件につき 一万七千円

四 第九条の三第一項の規定による認可を受けようとする者 一件につき 一万千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営農高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県営農高等学校条例の一部を改正する条例

青森県営農高等学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県営農高等学校条例の規定は、この条例の施行の日以後に入校する者について適用し、同日の前日において在籍している者については、なお従前の例による。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第三号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第四号中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第一項中「第八条第一項」の下に「又は第九条第一項」を加え、同条を第十六条とする。

第十三条第一号中「第四条第一項」の下に「第八条第一項、第九条第一項又は第十条」を加え、同条第一号を削り、同条第三号中「第八条第一項」の下に「又は第九条第二項」を加え、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 偽りその他不正な手段により第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可を受けた者

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「警備船」の下に「漁港の工事に従事する船舟」を加え、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「警備船」の下に「漁港の工事に従事する船舟」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 漁船以外の船舟に係る漁港施設使用料の納入は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「甲種漁港施設（航路及び輸送施設）」を「監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟により甲種漁港施設（航路）」に改め、ただし書を削り、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

(使用の許可等)

第九条 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。

一 甲種漁港施設（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域（以下「放置禁止区域」という。）内にある漁港施設に限る。）のうち知事が指定する漁港施設（以下「指定施設」という。）を使用しようとする者（漁船により使用しようとする者及び第十一条の届出をした者を除く。）

二 甲種漁港施設をその目的以外の目的に使用しようとする者

2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第一項の使用期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舟についての制限)

第十条 漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）を放置禁止区域内に停泊、停留若しくは係留をし、又は陸置きしようとする者は、指定施設を使用しなければならない。ただし、災害、海難救助その他特別の理由があると知事が認めたときは、この限りでない。

附則第三項中「漁港施設使用料」の下に「（漁船に係るものに限る。）」を加え、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第一中「第十一条」を「第十三条」に改め、同表第一号を次のように改める。

二 漁港施設使用料

イ 漁船

施設の種類	金 額
岸壁 物揚場 棧橋	当該漁船の漁獲物の水揚金額の千分の〇・五

口 漁船以外の船舟

施設の種類	区 分	金 額
岸壁 物揚場 棧橋 船揚場 泊地 漁港施設用地	一 スポーツ又はレクリエーションの用に供する場合 イ 動力船を停泊、停留若しくは係留をし、又は陸置きする場合 ロ イに掲げる場合以外の場合	船舟の長さ一メートル一月につき 六百二十円 イに規定する金額の二分の一に相当する額
	二 前号に掲げる場合以外の場合	船舟の長さ一メートル一月につき 二百四十円

別表第一の備考の第四号中「占有物件の」を削り、同表の備考の第五号を次のように改める。

五 使用期間が一月に満たないとき、又は使用期間に一月に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について一月として計算する。

別表第二中「第十一条」を「第十三条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において改正前の青森県漁港管理条例第九条の規定による届出をして甲種漁港施設を使用している者は、この条例の施

行の日から三十日間は、改正後の青森県漁港管理条例第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けなくても、引き続き当該施設を使用することができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第三十二号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「臨港道路」の下に「及び港湾法第五十四条の三第六項の規定により貸し付けているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第三十三号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（入居者資格）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県営住宅の入居者は、法第二十三条の条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者又はその同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

二 その者又はその同居者が、法第三十二条第一項第二号の規定に該当することにより同項の規定による明渡し請求を受け、かつ、県営住宅の未納の家賃がある者でないこと。

第五条中「第二十三条」の下に「及び前条第二項」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

（迷惑行為の禁止）

第十六条の二 入居者又は同居者は、周辺の生活環境を害する行為その他の他人に迷惑をかける行為をしてはならない。

（長期不在の禁止）

第十六条の三 入居者は、正当な理由がなく、引き続き十五日以上不在となつてはならない。

第二十五条中「から第十七条まで及び」を「、第十六条及び第十七条並びに」に改める。

第二十六条第一項中「有する者」の下に「及び青森県特定公共賃貸住宅条例第四条第二項の条件を具備しない者」を加える。

第二十八条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備しない者は、特定公共賃貸住宅に入居することができない。

一 その者又はその同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

二 その者又はその同居者が、第二十条第一項第二号の規定に該当することにより同項の規定による明渡し請求を受け、かつ、特定公共賃貸住宅の未納の家賃がある者でないこと。

三 その者又はその同居者が、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第三十二条第一項第二号の規定に該当することにより同項の規定によ

る青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一号に規定する県営住宅の明渡しの請求を受け、かつ、当該県営住宅の未納の家賃がある者でないこと。

第五条中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八条第三項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第十二条第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（迷惑行為の禁止）

第十八条の二 入居者又は同居者は、周辺の生活環境を害する行為その他の他人に迷惑をかける行為をしてはならない。

（長期不在の禁止）

第十八条の三 入居者は、正当な理由がなく、引き続き十五日以上不在となつてはならない。

第二十条第一項第四号中「まで」の下に「第十八条の二及び第十八条の三」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

第二十条第四項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三条中「及び第二号」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業をしている職員の給与)

第十九条の四 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員には、当該自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場使用料の項を次のように改める。

駐車場使用料	青森県立中央病院の駐車場のうち病院事業管理者が指定する駐車場の午前七時から午後九時までの使用	一台につき 二百円を超えない範囲内で病院事業管理者が定める額
--------	--	--------------------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法（大正十一年法律第六十二号）」を「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）」に、「同法第六十六條」を「法第一条」に改める。

第一条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第三条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第五条の見出しを「（信託の変更に係る書類の提出）」に改め、同条中「信託行為の当時予見することのできなかった」を「法第五条第一項の」に、「による信託条項の変更について認可を受けようとする」を「が生じたと認める」に、「申請書に信託条項の変更案」を「信託の変更を必要とする理由を記載した書類」に改め、「添えて」を削る。

第八条を削る。

第七条中「第四十九条第一項及び第七十二条」を「（平成十八年法律第百八号）第六十二条第四項及び法第八条」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「信託法第七十一条」を「法第七条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（信託の変更の許可の申請）

第六条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、申請書に教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第十一条の見出しを「（清算結了の報告）」に改め、同条中「受託者」を「清算受託者」に、「が終了した」を「の清算が終了した」に、「終了後」を「清算結了後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六十五条」を「第四百四条」に、「第四十四条」を「同令第五十九条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「（青森県立保健大学を除く。以下同じ。）」を削り、「大学院修学休業」の下に「自己啓発等休業」を加え、同項の表中「三、二六三人」を「三、一七五人」に、「二五人」を「二四人」に、「二〇九人」を「一九四人」に、「二、一四〇人」を「二、一六六人」に、「三、五三人」を「三、四九〇人」に、「五、八八二人」を「五、八三三人」に、「二四、〇四一人」を「二三、八七二人」に改め、第二項中「大学院修学休業」の下に「自己啓発等休業」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十一号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表以外の部分中「（青森県立保健大学を除く。）」を削り、表第一号中

青森県立大湊高等学校	むつ市
青森県立川内高等学校	むつ市
青森県立大畑高等学校	むつ市

を

青森県立大湊高等学校	むつ市
------------	-----

に、

青森県立柏木農業高等学校	平川市
青森県立藤崎園芸高等学校	南津軽郡藤崎町

を

青森県立柏木農業高等学校	平川市
--------------	-----

に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「再任用短時間勤務の者」の下に「自己啓発等休業中の者」を加え、同条第二項中「派遣中の者」の下に「自己啓発等休業中の者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県議会における会派（以下「会派」という。）」を「議員」に改める。

第二条中「会派（所属議員が一人の場合を含む。）」を「各月の初日に議員である者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日に任期が満了し、退職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した議員には、政務調査費を交付しない。

第三条の見出し中「交付額等」を「額」に改め、同条第一項中「に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する」を「とする」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第四条を次のように改める。

（議員の通知）

第四条 青森県議会の議長（以下「議長」という。）は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度、当該年度の開始の日から五日以内に知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において政務調査費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

第五条を削る。

第六条中「会派結成等通知書の提出」を「通知」に、「会派結成等通知書に係る会派」を「通知に係る議員」に、「その代表者」を「当該議員」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政務調査費の交付）

第六条 知事は、毎月十日までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする。

第七条を削る。

第八条中「会派」を「議員」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「会派の代表者」を「議員」に改め、「以内」の下に「（年度の中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内）」を加え、同項第一号中「会派の名称及び代表者」を「議員」に改め、同項第二号中「の内訳及び合計額」を削り、同項第三号中「の内訳及び合計額」を「及びその主な内容」に改め、同項第四号中「収入額合計と支出額合計」を「収入額と支出額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）を添えなければならない。

第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計帳簿の調製等）

第九条 議員は、政務調査費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十条中「前条」を「第八条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第十一条中「会派」を「議員」に、「第八条」を「第七条」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第十二条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第八条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第二項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議長は、収支報告書等に記録されている情報のうち青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第七条に規定する不開示情報

に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務調査費の交付に関する条例第八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費に係る収入及び支出の報告書について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に交付された政務調査費の返還については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭